

歴史は未来の羅針盤

# 温故知新

今回は、近江日野商人館からお届けします。十月十五日から十一月六日まで実施しました日野商人館開館三十周年記念事業には、多くの町民の方々にご参加をいただき、お陰様で盛況に終えることができました。皆様のご支援を支援に四十周年を目指します。

## 日野商人の行商活動

日野商人は、今から約四百年ほど前の江戸時代の初めには、すでに全国的な商い活動を行っていました。

商いの始まりは行商ですが、出身地の産物を地方に持ち運んで商うことから、その産物のことを「持ち下り商品」と呼んでいました。

日野商人の持ち下り商品には、「日野椀」や「日野合葉」、「保知煙管」、「朝日山（茶）」などがあり、正徳二（一七一二）年の記録では、現大字大窪町地域だけでも「三八〇人余り」の商人が、関東の「拾ヶ国程へ」出かけていると記されています。

日野商人の商人組合「大当番仲間」は、享保十九（一七三四）年の記録に「椀屋ならびに小間物商」で組織されていると記されています。この記録は、日野商人が日野

合葉を商い始める寸前の記録で、この頃の日野商人の実態が日野椀や小間物類を行商する商人であったことがわかります。

近江商人や日野商人の行商については、天秤棒による行商が専売特許のように言われていますが、実際には多くの馬が使用され、天秤棒は、個々の家々を回る時にのみ使用される小道具でした。

中仙道から少しはずれた脇街道にあつた西牧関所（群馬）の通行記録には、一八世紀初期頃にこの関所を通過した多くの日野商人が記されています。椀や葉を商う日野商人、持ち下り商品の売上代金で購入した絹、木綿、小間物、衣類などを商う日野商人、主人と複数の奉公人で馬十三頭分・八頭分・五頭分など、多くの商品を馬で運び、関東地方で商う日野商人の通行が記録されています。

持ち下り商品の売上代金で地方の産物を購入して商うことを、「のこぎり商い」と言い、巧みな

商法と評価されていますが、商い地の領主が現金の持ち逃げを許さず、領内の産物を強制的に購入させるという、商人にとっては迷惑な領内産業保護政策も、のこぎり商いの背景にはありました。

日野商人中井源左衛門が関東・東北で商う様子が余りにもさまざまなので、儒学者が危機意識を感じて、次のように記録しています。

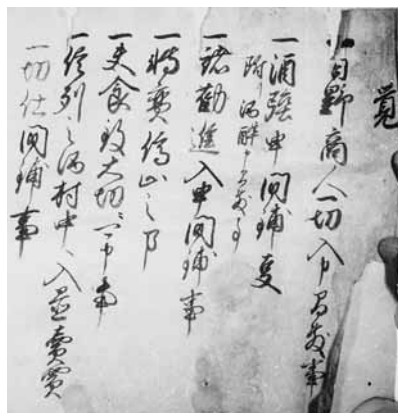
中井家の数十人の奉公人が村々に分散し、合葉や小間物、木綿、絹布などを一斉に売り歩き、すべて「貸し売り」にするため、購買意欲をそそられた農民が、物を購入し過ぎていくというのです。

また、同じ十八世紀初期頃に、群馬地方でも、「貸し売り」をする「日野商人を、一切、村に入れて申すまじきこと」というお達しを守らせるため、領内数十か村の農民戸主全員に署名捺印させている記録もあります。農民の生活が派手になることを防ぐための日野商人立ち入り禁止令でした。

以上のように、十七、八世紀の日野商人の行商活動では、購買意欲をそそる商品を、貸し売りという購買者にとって魅力的な商法を繰り広げ、関東平野の農民を対象にして成功を収めたのです。

近江の商人ならば、距離的に見て、京・大坂の上方で商うのが本来なのでしょうが、日野商人は、大商人が多くいる上方や江戸などの大都会を避け、関東平野の広大な農村部での行商に着目したのです。関東地方の農村部に最初に貨幣経済をもたらせたのは、日野商人であつたと言つても過言ではない活動ぶりです。

関東地方での行商の結果、米や麦を容易に入手できる立場にあつた日野商人は、やがて、水の美味しい北関東地方で醸造業に乗り出します。



▲日野商人を閉め出している群馬地方の記録